

医政医発 0722 第 1 号
令和 4 年 7 月 22 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

医師法第 16 条の 10 の規定に基づく専門研修に関する協議について

令和 4 年 6 月 22 日に開催された医道審議会医師分科会医師専門研修部会（以下「医師専門研修部会」という。）において、一般社団法人日本専門医機構から 2023 年度専攻医シーリングと、それに伴う専門医制度整備指針運用細則（以下「運用細則」という。）の変更案が提示されたところです。運用細則の改訂は「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の一部の施行に伴う医師法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）（平成 30 年 10 月 15 日付け医政発 1015 第 7 号厚生労働省医政局長通知）第 1 の 1 (2) に該当することから、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 10 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣の意見を聴いた上で、あらためて専門研修部会において議論を行う予定です。

つきましては、同条第 3 項の規定に基づき、別添の 2023 年度専攻医シーリング等について協議しますので、同通知第 1 の 2 に留意の上、意見がある場合は下記方針に沿って、令和 4 年 8 月 26 日までに提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 協議方法等

医師法第 16 条の 10 の規定に基づく専門研修に関する協議については下記の（1）から（4）までに従って実施すること。

（1）日本専門医機構及び基本領域学会から国及び都道府県への情報提供

- ① 日本専門医機構及び基本領域学会は、下記ア～エを策定又は変更しようとするときは、国に対して策定又は変更に係る情報を提供することとする。

ア. 専門医制度整備指針

イ. 専門医制度整備指針運用細則

ウ. プログラム整備基準

エ. ウに基づき作成する領域別研修プログラム

- ② 日本専門医機構及び基本領域学会は、都道府県に対して、個別の研修プログラムの内容（ローテーション、専攻医採用人数、指導医数等）について情報を提供すること。

（2）国から都道府県への協議

国は、（1）①ア～エについて、医療提供体制の確保の観点から医師専門研修部会

において審議を行い、都道府県への協議を行う。

(3) 都道府県から国への意見

都道府県は、2. のとおり確認し、医療提供体制の確保の観点から改善を求める意見がある場合、地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、別紙1の様式により厚生労働省に提出すること。

なお、個別のプログラムの内容について意見がある場合や、診療領域に対する意見がある場合も、同様に別紙2及び3の様式により厚生労働省に提出すること。

(4) 国から日本専門医機構及び基本領域学会への意見

上記(3)により提出された都道府県の意見を国において集約し、医師専門研修部会に諮った上で、日本専門医機構及び基本領域学会へ意見を提出すること。

2. 都道府県での確認事項について

都道府県は、日本専門医機構及び基本領域学会から提出された情報について、次の事項を確認する。

(1) 国から都道府県への協議について

1. (1) ①ア～エについて、医師専門研修部会での特別地域連携プログラム、子育て支援加算等に関する議論(別添)を踏まえた、都道府県内の医師確保対策や偏在対策に対する影響について。(別紙1)

(2) 専門研修プログラムについて

① 個別のプログラムの内容については、例えば、以下の条件を満たし、都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。(別紙2)

- ・ プログラムの連携施設の設定、ローテーション及び採用人数が都道府県の偏在対策に配慮されたものであること。
- ・ プログラムの廃止がある場合は、それによって地域の医療提供体制に多大な影響を与えないこと。
- ・ 特定の地域や診療科において従事する医師を確保する観点から、地域枠等の従事要件に配慮された研修プログラムであること。

② 各診療領域のプログラムに共通する内容については、例えば、以下の条件を満たし、都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。(別紙3)

- ・ 小児科、精神科、外科、産婦人科、麻酔科及び救急科については、都道府県ごとに複数の基幹施設が置かれていること。
- ・ 診療科別の定員配置が都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものになっていること。

以上

国から都道府県への協議に関する意見

都道府県名：_____

1. 特別地域連携プログラムに関する意見

--

2. 子育て支援加算に関する意見

--

3. その他の意見

--

個別のプログラムに関する意見

都道府県名：_____

基幹施設名：_____

診療科領域名：_____

プログラム名：_____

1. プログラムの連携施設及びローテーションの設定に関する意見

2. プログラムの採用人数に関する意見

3. プログラムの廃止に関する意見（該当する場合のみ）

4. 地域枠医師等への配慮に関する意見

5. その他の意見

各診療領域のプログラムに共通する意見

都道府県名：_____

診療科領域名：_____

1. 複数の基幹施設設置に関する意見（小児科、精神科、外科、産婦人科、麻酔科及び救急科のみ）

--

2. 診療科別の定員配置に関する意見

--

3. その他の意見

--